

清代淮南塩販路の争奪について (下)

佐伯 富

目次

- 一、淮南塩収復問題
 - (一) 川塩入楚と淮南における失業問題
 - (二) 四川・湖広総督の立場
 - (三) 兩江総督の立場
- 二、淮南塩収復の経過
 - (一) 會國藩の改革 (上)
 - 鄰塩加税と川淮配銷 ——
 - (二) 會國藩の改革 (下)
 - 川淮分界 ——
 - (三) 沈葆楨の川淮兼銷地収復案 (以上前号)
 - (四) 沈葆楨案に対する反対 (以下本号)
- 三、淮南塩収復問題の自然解消
 - (一) 川塩制限問題
 - (二) 川塩の驚異的増産と淮塩の減産
- 四、淮南塩収復不成功の原因

(四) 沈葆楨案に対する反対

沈葆楨の主張は淮商の意見を代辯するものであるが、それと同時に戸部の意見の線にもそうものであることは、前述の戸部章程五条と比較すれば容易に看取せられるであろう。この沈葆楨の主張に対して、湖広総督・四川総督は反対の意見を具陳した。湖広総督は李瀚章、署理の翁同爵であり、四川総督は丁宝楨及び護理文格であつた。なおこの外に御史吳鴻恩・戈靖並びに郭從矩・袁保恒等の諸官僚も淮岸の収復は時期に非ずとして反対した。この反対は沈葆楨が光緒五年十一月卒するまで、兩江総督として在任中、絶えず続けられたのみならず、次の総督劉坤一の代までも継続した。淮岸(淮南塩販売地)収復に関する限り、沈葆楨は全く四面楚歌という有様であつた。

それではこれらの反対意見の主眼点はどこにあるかというに、そのおかれてゐる立場によつてその力点の所在は異つてゐる。例えば湖広總督としては鄂餉をいかにして保証すべきかという点に反対の重点がおかれてゐるが、四川總督は川塩の引地をいかにして確保すべきかという点を中心にして淮岸収復に対して反対意見を表明してゐる。その他の官僚の反対意見も夫々の立場からなされてゐるので、多種多様である。それらの意見をここですべて述べることは煩にたえず、またあまり意味のないこともあるから、主要な反対意見を総括して次に述べて見よう。ただ塩務に關係せる労働者の失業問題は淮岸収復に關する最も重要な問題の一つであるが、この問題については、すでに兩江・湖広・四川各總督の主張を述べたのでここでは省略する。

先ず第一に沈葆楨の淮岸收回に対して翁同龢・李瀚章等は淮南行塩地界内における淮引の滞銷を指摘し、これを暢銷して然る後に川淮塩兼銷地荊襄等五府二州の地を淮岸に返還する策を立つべきであるとした。武昌・漢陽・黃州・徳安の四府は淮南塩最大の行塩地であり、その額引は四十三万余引にも上り、而も川塩の侵灌を禁止してゐるが、現

今、實際の銷引は十余万引に過ぎぬ状態である。この現状から推せば、たとい約十五万引を行銷してゐる川淮塩兼銷地を淮南に返還しても精々四五万引しか銷售することが出来ぬであろう。その収入は三十万兩前後であり、大いに餉項を虧損するであろうといつてゐる。

また李瀚章は、つづいて、沈葆楨は淮南塩の改良を計り、潔白なこと霜の如く、川塩と相対抗することが出来るようになったといつてゐるが、それならば、良質の淮塩を武漢黃徳の四府のみならず、荊襄等五府二州に運搬して川塩と競争して地歩を確保すべきである。川塩は淮塩に比べ成本が高いから、淮塩と競争すれば太刀打ちが出来ず、荊襄等の州府では禁止しなくても自ら来なくなる筈である。然るに曾國藩が川淮塩の分界を施行して以来、淮塩は少しも荊襄地区には販運せられてゐないではないかといつて反駁を加へてゐる。御史戈靖は李瀚章等と全く同じ意見であつて、光緒六年（一八八〇）の頃には、武漢黃徳四府の額引大引二十八万九千余道に対して僅か十三万道しか銷售して居らない。又江西では額引二十二万二千余道のうち十七万道を行銷し、十万二千余道を短銷してゐる状況であるから、こ

これらの短欠せる淮岸の塩引を回復した上で、川淮塩行銷地界の収回を計るべきである。淮岸に多数の塩引が短欠せるに拘らず、にわかには荊襄五府二州の恢復を計らんとしても川商は承知しないであろう。況んや、荊襄等五府一州(湖南澧州は別)は元來滞銷地区に属し、歳行額引はただ八万道にすぎないが、川商は現在十五万道を銷售し百万両に近い塩盤を納めている。両江総督は淮商の一面的浮詞に惑わされて川楚と引地を争っているが、鉅餉が缺額することを知らないのであらうか。楚督は全省の鉅餉を淮南極疲の商人に委すことを許さないであらうといつている。

なお塩引の問題について、沈葆楨が新引を増加せず旧商にのみ責任をもたせて引受けさせようとしたことに関しては、戸部自身も反対であつた。当時、淮南商人のうちには引地収回の計画があることを聞き、増引のあることを見越して毎票(五百引)数千両の捐銀を納入しても新引を入手しようとする者があつた。^{②③}戸部としては財政的にも困窮している時であるから、収入が少しでも増加することには賛成であつた。然るに沈葆楨は最初は新商に新引を増加してやると収入が増加するから、新引の増加を計ろうとする氣

持もあつたらしいが、後にはこの政策を放棄して旧商だけに循環転運させる方針に變つたようである。この方針の變化に対して戸部は沈葆楨の上奏文が前後矛盾していると指摘しているが、それは沈葆楨の政策の転換に基くものらしい。また戸部は新商を招募せず、特定の旧商ばかりに塩引を請負せると、塩利を旧商に壟断せられる恐れがあるのみならず、いつまでたつても塩引の増額を望むことが出来ないから、この際、多数の商人に塩引を請負わせ、塩利の増徴を計るべきであるといつている。^{②④}戈靖も全く戸部の意見と同じであつた。

ところが、沈葆楨にしてみれば、塩引はやはり、特定の旧商に請負わすべきであるとする理由もあつた。先にも述べたように、曾國藩が淮南塩政を改革し、票法の弊害を改めるために、票法に綱法の意を寓し、特定の商人に塩引を請負わせ、循環転運させて以來、塩引受領権が世襲的に継承せられ、特定の商人に固定化した。あたかも道光時代、陶澍の票法改革以前の綱法における根窩の如く、新しい商人が塩引をえて運塩を行わんとすれば、莫大な權利金を塩引受領権を所有せる商人に支払わなければならなかつた。

ここに塩引ブローカーの活躍する隙があつた。これがために時には塩引一票（五百引）が一万両から一万数千両にも上ることがあつた。^⑤ 実際に辨運の資本をもたず、また辨運する意志もなく新引を入手し、これを転売して利益を漁つたのである。光緒三年には信成和という者が戸部に運動し、捐銀四十万両を提出して楚引十万道を受領したが、實際淮南に赴いて塩を受領しなかつたために沈葆楨の奏駁をうけている。このように新引を發行すると、塩引ブローカーは塩運司・塩政或いは戸部等關係官庁に猛運動をして塩引を買いあさる。実際に辨運を行う商人が塩引を入手しようとするれば、莫大な資金を要するので辨運を躊躇した。こういう所に塩商の辨運が進捗しない一つの原因があつた。

もう一つ新引の發行には大きな弊害が伴つた。陶澍や陸建瀛が票法を行い、驗資の法を実施したのは塩引ブローカーの活躍を封ずるためであつた。元來、票法は綱法の痛であつた特權商人の塩引と引地との独占權を剝奪してこれを一般商人に開放したのであるが、塩引の入手が自由になると、塩引を買占めてこれを高価に転売する塩引ブローカーが出現した。この弊害を除去するために、塩引を買い求め

る商人が実際に塩の辨運をする意志があるか否かを驗する方法として辨運に要する資金を實際にもつていかどうかを檢査することにした。これが驗資の法である。淮北での法を開始した時には揚州の銀が殆んど全部淮北にもち運ばれ、揚州では銀がなくなり淮南塩の辨運に支障を來したとさえいわれている。^⑥ 陶澍や陸建瀛がこの驗資の法を實施したのは已むをえない窮余の策として採用したものであつた。會國藩も最初はこの法に準拠して行つた。ところが軍興以後、市情も大分變化し、塩引ブローカーがまた活躍を始めた。彼等は驗資の法を聞き塩引を買占めようとして、重息をも惜しまず、あらゆる方面から借款をして現銀を集めたために、上海から漢口あたりまで數ヶ月の間、現銀が缺乏し、經濟界が逼塞して殆んど罷市の状態に陥り、その影響は數省にまで及んだ。また局下収納の銀や、官庫に貯積していた銀もひそかにその方面に流用せられ、甚しきは管弁や洋商までもこれに關係をもつに至つてゐる。このように、塩引が塩引ブローカーによつて買占められ、それが高価で転売せられると、結局塩の成本が増大し、塩価の昂貴を來して塩政を崩壞に導く。會國藩が李鴻章とはかり、

循環転運の法を実施して旧商を保護せんとしたのはかかる弊害を防止せんとするためであつた。^⑭ 両江総督の任についた馬新貽や沈葆楨或いは劉坤一が新引の増加に対して極めて消極的であり、警戒を怠らなかつたのは上述のような理由に基くものであつた。

尤も沈葆楨が新引の増加を實施しなかつたのは旧商の反対があつたことも事実のようである。新引を増加すれば自然に新商がふえる。旧商は新商に利益を侵蝕せられ、時には利権を奪われる恐れがある。また旧商は塩引の独占によつて私塩を販売したり、不正な手段によつて利益を壟断しているが、新商が出現するとこれまでの不正があばかれる危険がないでもない。こういった事情から旧商は新商の出現には極力反対したようである。^⑮ しかし旧商は政府から塩の販売について特権を与えられた代償として多額の塩課を引受けたのみならず、河工その他に要する数百万両にも上る捐銀を惜しまなかつたのである。^⑯ 曾國藩・沈葆楨等両江総督が淮南旧商を持に保護優恤したのはここにその主要な原因があつたようである。

次に沈葆楨の主張のうち、最も強い反対をうけたのは百

六十万両の川鄂餉の問題であつた。鄂餉はこれまで川塩の収入によつて賄つていたので、最も大きな利害関係のあるのは湖広総督であつた。そこで、翁同爵・李瀚章が最も強硬に反対したのみならず、四川総督文格・丁宝楨等も淮南が果してこれまで通り百六十万両の餉需を引請けることが出来るかどうかという点に疑問をもつていた。これらの反対意見のうち条理が通り最も代表的なものは李瀚章である。^⑰

淮南は荊襄等五府二州を淮南に收回出来れば、川鄂餉百六十万両を引請けるといつているが、にわかには信ずることが出来ない。第一、淮塩毎引の商本銀は十一両四錢三分、課釐銀は六両一錢四分、合計十七両五錢七分である。售價銀は毎引十八両であるから、利銀は僅かに四錢三分である。然るにいま淮南は毎引二両の捐銀を引請けようと申し出ているが、毎引一両五錢七分損失を蒙ることになる。商人が果して甘んじて損失を引請けるであろうか。最初は戸部に強制せられて引請けるが、後になつて故らに遅延して滞納するかもしれない。鄂餉百万両と川餉六十万両とは現に收納せる実数である。然るに、沈葆楨が前奏の九十万両と今淮南に攤派せんとする所の七十万両とは虚数であつて、必

ずしもこれだけの額銀の収納があるとは保証出来ない。湖広では先に指摘したように兵餉・解部・協餉等多額の支出を川塩の課釐に依存しているのだから、もし淮南が鄂餉を支辨出来ない場合には重大問題である。

なお沈葆楨は一年を限つて川塩の出運を禁止し、更に半年を限つて運搬を終了し、それから又半年以内に銷售を完了させようとしているが、川塩の出運を禁止すれば課税を徵收することが出来なくなる。この間における鄂省支釐の各款はどこから支出すべきであろうか。また沈葆楨は二箇年の限期が過ぎて銷售し尽さぬ川塩は淮南をして收買させるといつているが、淮南は百六十万兩の餉銀を引請けさせている上に、更に数十万兩の資金を出すことが出事であろうか。恐らく川商は川塩禁止の噂を聞けば限内に多量の塩を湖広に運搬するであろうから、淮南は莫大な川塩を收買しきれないであろう。

また川塩はこれまで淮引六百斤で計ると、每引銀九兩三錢二分の稅釐を徵收せられていた。淮塩に比べると三兩近くも多かつたのであるが、この重い稅釐が徵收せられなくなる、益々私塩として淮岸に侵入し、淮南は原有の引地

をさえも保つことが出来なくなるであろう。引地が減少すれば運商は損害を蒙るが、その結果は勢い場商の塩が売れなくなり、場商が困窮するであろう。然るにいま平善壩において局下を設け、巡船を設置する費用を場商に引請けさせようとしているが、場商は益々困窮するであろう。

また現在、湖広では礮船巡勇を設けて私塩を取締つているが、地域が広いので偷漏するものもなお多い。兵燹以後、湖広には奸匪や湘軍が解散して失業した游勇が多数居て、私塩を販売することによつて生計を立てている。衣食の道があるため搔擾しないが、平善壩に局下を設け、あまり嚴重に私塩を取締ると必ず彼等は事端を激成するであろう。

次に沈葆楨は黔省が肅清せられたといつているが、肅清日淺く、口岸は荒廢し、旧商は死絶逃亡し、間々一二の存する者があつても、資本がなく、にわか整理しがたい状況にある。なお現に本岸の積引は七万余引に上り、専ら楚岸の分銷によつて融通している。況んや四川の塩井は成豊年間、湖広に塩を銷售するため、商人を招募して開鑿せしめたものである。鑿井には莫大な資本と長い日数とを費している。また数十万に上る労働者が製塩・運搬のために新

たに招募されている。いま淮塩を湖広に運びうるようになったからといって、直ちに川塩を禁止することは到底不可能であるから、川塩の口岸が充分回復するまで、時期を俟つべきであるというのが李瀚章の主張の骨子である。

李瀚章の意見が湖広総督の意見を代表しているのに対し、四川総督の意見を代表する者は丁宝楨であった。彼の意見も大体李瀚章と同じであるが、根本的な立場には大きな相違があつた。すなわち、李瀚章の反対意見の起るところは鄂餉の喪失に対する懸念からであつたが、丁宝楨のそれは、川塩口岸の未回復が主な原因であつた。従つて、川塩の口岸が次第に恢復するにつれて、沈葆楨の政策に歩みより、妥協的な意見に變つてゆくのである。彼の主張の変化を知るために、まず最初沈葆楨の主張に府して述べた反対意見を要約すると次の通りである。

淮南は川鄂餉百六十万兩を引請けるといつているが、現在淮南の利益は微少であつて、積欠が尚多き状態であるから無理であろう。また現在黔滇両省の口岸は未だに回復せず、川塩の積滞せる引は五十四万八千余引に達し、未完税銀は百八十四万五千余兩にも上つている。また咸豐時代、

新しく塩井を開鑿した時に無数の流民や無頼の徒が労働者として雇傭され生活の資を得ているが、彼等は井商と共に川塩入楚を禁止する噂を聞いて動揺の色があつた。いま多方示論したので一応静まつているが、なお疑念は釈然とせず、不安の状況にある。もしにわか川塩を禁止すれば、これら百数十万、無業の民は生計を失うこととなり、暴動が起るであろう。また従来、四川では多く巴塩を生産して、花塩を造ることは僅少であつた。然るに、楚岸に塩を販運するようになつてからは各廠では殆んど花塩を製造するようになり巴塩を製造するものは一二割にすぎない。いまにわか生産の転換を行うことは不可能である。そこで先ず黔省の辺岸の銷路を開拓し、楚岸の銷引と相等しくなつた上で、徐々に楚岸の回復を行うべきである。また淮南は海岸收回の資金として五十万兩を川塩のため提供せんといつているが、淮南の現況からは恐らく困難であろう。またよし、可能であるにしても、鄰省の商人に累を及ぼすのは理において適當でないといつて、沈葆楨の早急に淮岸を回復せんとする主張に対して反対を表明している。

以上は沈葆楨の淮岸回復に対する反対意見の主要なもの

であるが、尚この外に袁保恒は淮南のために楚岸を収復するよりも、川商は淮南に三倍する利潤を得ているのであるから、更に川盤を重くして川塩の成本を淮塩より増大せしむれば、淮塩は自ら多銷し、淮岸を漸復することが出来るであろう。この増徴の塩盤を以て河南省賑濟の款にあてようといつてゐる。この案は已に曾國藩の第一次淮南塩改革において試験済みの方法である。また翁同龢の意見は大體李瀚章と同じであるが、ただ異るところは、四川の塩井をにわか封鎖しようとするれば支障が起るから、新しい塩井の開鑿を禁じ、旧井は枯渇して廢井になるまでまてば問題は自然に解決すると、氣の長い意見を述べてゐる。勿論これは当面の問題の解決にならぬことはいうまでもない。

以上のように沈葆楨が淮岸の残り全部を早急に収復せんとするや、囂然として反対の意見が起つた。李瀚章の反対意見にせよ、丁宝楨の意見にせよ、皆相当沈葆楨の弱点を衝いてゐる。李瀚章は川塩禁止の噂が伝われば奸商は益々川塩を湖広に運ぶであろうと指摘したが、この予言は的中した。富順廠の奸商は謠言を散布し、六ヶ月を以て川塩は禁止せられるであろうといつて商人を惑わし、争つて塩を

買つて囤積せしめた。これがために、光緒六年の頃には三年の銷食に足る川塩が湖広に運搬されていたといふ。塩はいくら生活必需品であるからといつて、一定量以外は必要であるから、一挙に売り尽すことは出来ない。況んや、この莫大な額の塩を淮南が収買することは不可能であつたらう。これが淮岸を収復することの出来なかつた一つの大きな原因であつたらうと思われる。

また李瀚章が淮塩の成本・售價・利潤の数字上の關係から淮南が毎引二兩の捐銀を出す能力がないときめつけた点は、表面上は確かに沈葆楨の敗北である。しかし吾々はこども一度塩商の性格を検討する必要がある。塩商の經營を公の記録に現われた数字で計算すると、赤字が出るのは普通のことである。記録だけを信用するならば、塩商にはなりがたい筈である。ところが、清朝においては塩商は最大の財閥の一つであつたことは周知の通りである。然らばその理由はどこにあるかといへば私塩にあつた。私塩は近世ではいつの時代でも大體官売塩と同額の量が販売せられたようである。私塩を販売するものには専門の塩梟があつたけれども、塩商の挾帯する私塩は塩梟のそれに勝る

とも劣らぬものがあつたらしい。塩商はこの私塩の販売によつて決算上の赤字を補填したのみならず、莫大な利潤をあげていたのである。會国藩や沈植葆の准岸収復の運動には淮南のかかる裏面の収入が計算にはいつていたものと思像せられる。理論の上からは两江總督の意見は常に押され勝ちでありながらも、ともかくも、准岸収復をここまで推し進めることが出来たのは、两江總督の政治的手腕によることながら、上述のような事情が暗黙のうちに戸部や两江總督に力強い主張の根拠を与えていたものと考ええる。

〔補註〕

- ⑲ 東華統録光緒卷九、光緒二年閏五月丙寅「御史吳鴻恩奏」
- 同書卷一四光緒三年正月壬午、「郭從矩奏」
- 同書卷二〇光緒四年二月丁未「袁保恆奏」
- 同書卷三八光緒六年十二月丁未「戈靖奏」
- ⑳ 四川塩法志卷一二光緒二年「翁同爵奏略」
- 合肥李勤恪公政書卷七「楚岸准塩引地未可驟禁川銷摺」
- 同前
- ㉑ 東華統録光緒卷三八「光緒六年十二月丁未「戈靖奏」
- 同註 ⑳
- ㉒ 四川塩法志卷一二濟楚下光緒三年「戸部議略」
- 同註 ㉑
- ㉓ 東華統録光緒卷三八光緒六年十二月丁未「戈靖奏」

塩務自道光中葉以後、積弊已深。前两江督臣陶澍奏、裁根竈以來、南商就理奏改票販而後、北引溢銷。會国藩釐定新章。寓網法於票法之中。仍不失陶澍遺意。近來票販把持利藪。仍与根竈無異。

同書卷三四光緒六年四月庚申「吳元炳奏」
歷任督臣。皆恪守會国藩奏定新章。行之近二十年。獲利較有把握。有票者恃循環為恆業。無票者欲撻入而無從。人情於難獲之事失望。每覺甚奢。輾轉喧伝。票價遂無所底止。致有准票一張價值万餘兩之說。

同書卷四九光緒八年七月戊申「左宗棠奏」
因昔日每票一張。可索餉銀一万数千兩者。今不過數千兩。即可領獲一票旧票。且無人過問。

⑳ 劉忠誠公遺集奏疏卷一八「查覆部議指詢鹽務摺」
「光緒七年五月二十九日」

㉑ 賀熙齡「請交通兩淮塩務疏」
(道光二十年) (盛康皇朝經世文統編卷五一)

㉒ 東華統録光緒卷三四光緒六年四月庚申「吳元炳奏」

㉓ 同書卷三八光緒六年十二月丁未「戈靖奏」

同註 ㉒

㉔ 合肥李勤恪公政書卷七「楚岸准塩引地未可驟禁川銷摺」

㉕ 同書卷八「覆駁江督奏請取復引地摺」
(光緒三年十月二十八日)

㉖ 丁文誠公奏稿卷一三「籌辦黔岸塩務官運商銷摺」
(光緒三年七月二十二日)

同書卷一四「覆核沈葆楨包餉立限摺」
(光緒三年十一月二十九日)

日)

同書卷二〇「川塩濟楚未能即停仍減引辦理片」(光緒六年七月十七日)

③⑥ 東華統錄光緒卷二〇光緒四年二月丁未「袁保恆奏」

③⑦ 四川塩法志卷一二濟楚下光緒二年「翁同龢奏略」

③⑧ 丁文誠公奏稿卷二〇「川塩濟楚未能即停仍減引辦理片」(光緒六年七月十七日)

③⑨ 東華統錄光緒卷三八光緒六年十二月丁未「戈靖奏」

④⑩ 塩商の私塩の問題については近く論稿「清代塩政の研究」を發表する積りである。

三、淮南塩收復問題の自然解消

(一) 川塩制限問題

沈葆楨があれだけ淮岸の收復を要求したにも拘らず、上述のような理由から、淮岸收復は当分不可能なことが明らかとなつた。しかし、両江總督としては、さきに述べたような事情から、淮塩の販売を無視して放置するわけにはゆかないので、光緒五年(一八七九)沈葆楨は四川總督丁宝楨に文書を送り、楚岸に販運する川塩を制限するよう提議した^④。そこで翌年、丁宝楨は上奏を行っている。すなわち光緒三年、黔岸に官運商銷を施行して以来、漸く成效を収

め、額引を全銷したのみならず、これまでの積引をも帶銷し、多額の稅釐を徵收することが出来るようになった。四年にはつづいて滇岸をも收復し官運を行つたが、いずれも額引を銷售している。そこで、四川の塩井を封鎖しなくても充分販路を確保することが出来る。いま犍為・樂山各廠の甯戸や父老のいうところによると、川塩は官運以来、販路を獲得したので、民食は便利となり、塩価も安定し、私梟は迹をたち、商民共に悦服しているといつている。また課釐の収入も多く、楚岸收復の後、沈葆楨は川餉六十万兩を淮南から協貼するといつていたが、その必要はなく、新収の課釐を全部湖広に与うれば、鄂餉缺乏の憂いはないであろう。

このような状況であるから、楚岸の返還を施行しても、四川としては別に支障は起らない。ただ百万兩に上る鄂餉を果して淮南が支給することが出来るかどうかが問題である。もし不可能であれば、楚岸の收復を当分延期し、川塩を制限し、毎月七八百引を楚岸に販運し、交通の計をはかるべきである。しかし、四川の官塩の入楚額を制限すれば、戸部のいう通り、私塩の入楚額は益々多くなるであろう。

現に川塩禁止の報が伝わつて以来、射利の徒が謠言を披め、商人をして川塩を買占めて囤積を行わしめた結果、黔滇辺岸の官運にも支障を来している。それほど多量の川塩が湖広に囤積され、楚岸復淮の整理を困難にしているから、先ず楚岸復淮の方針を確定し、囤積塩が少くなつた頃を見究めた上で、復淮を実施すべきである、というのが丁宝楨の意見である。^②

戸部は丁宝楨の議に従い、早速兩江・湖広總督に通牒を發し、復淮定章を作成して上申することを命じた。この時、沈葆楨はすでに昨五年十一月に歿し、兩江總督には劉坤一が就任していた。一方戸部では、丁宝楨の議の如く、川塩七八百引を川銷の五府一州に運赴せしめるのみならず、淮南の淨塩をこれらの地方に運び試銷するよう劉坤一に命じた。ところが、劉坤一はいつまでたつても戸部に返答しなかつた。^③やつと翌七年になつて、奏状を上つて戸部の案に反対する旨を述べた。^④

川塩の水引一道には花塩五十包を与える。毎包の重さは二百二十六斤であるから、毎引の重さは一万一千三百斤になる。然るに淮塩一引は六百八十八斤であるから、川塩一

引は淮塩の十六引四分余にあたる。月銷川塩七八百引は淮塩の一万一千四百九十引に相当する。一年にすると十三万八千余引にもなる。この数を聞いて淮南は自ら進んで塩を運ぼうとしない。荊襄五府一州では毎年十五万引ほど銷售していたが、光緒六年分の銷数は、僅か十三万三千余引にすぎない。川塩を制限したとはいふものの實質上何等の益もない。なおこの外に私塩の侵入がある。これでは淮南がいくら經營に尽力したところで、販路を恢復することは不可能である。淮南が積極的に塩を運ばないのは当然であるといつて、反駁した。そこで戸部では再び四川總督とはかり、六百引にまで減じた。然るに荊襄五府一州の地区はすでに述べた如く、川塩を買食すること年久しく、民衆は川塩を歓迎したために、政府の人為的な政策によつて淮塩をここに販運せしめることは不可能であつた。^⑤

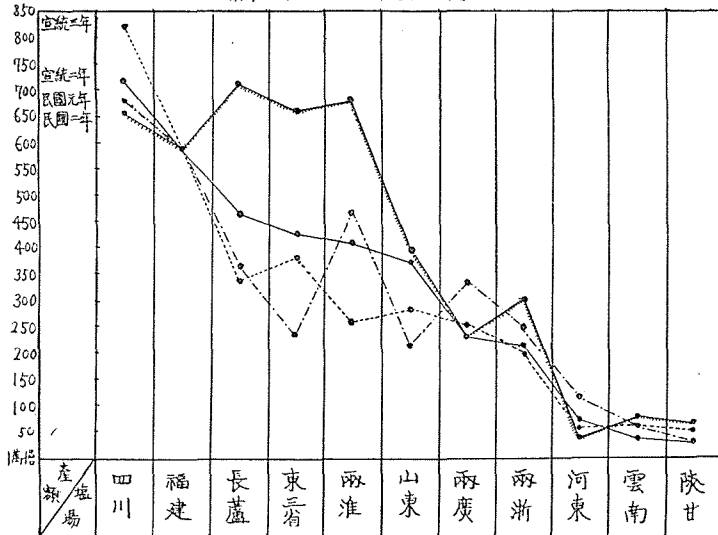
楚岸復淮の問題も、ここまで發展すると、現象的には問題は兩江總督と四川總督との間にあるかの如き印象をうけるけれども、その根柢においてはやはり、湖広總督が鄂餉の問題から川塩に左袒し、淮塩の楚岸進入を拒否したといふことが、問題の重点であつたようである。光緒八年には

両江總督左宗棠が湖広總督に文書を送り、商權したけれども遂に解決せず、楚岸復淮の問題は清朝の滅亡に至つてもなお解決を見なかつたのである。

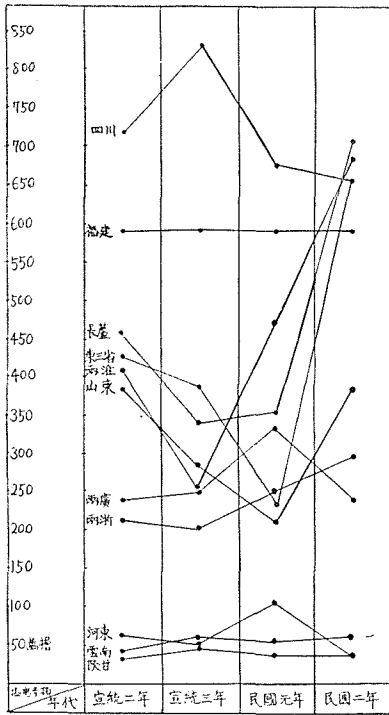
(二) 川塩の驚異的増産と淮塩の減産

楚岸復淮の問題は清末になると自然に解消した。それは川塩の驚異的な増産に対して、淮塩は次第に生産が減退して来たからである。淮塩は統計の存する限りでは、宋代から清朝の道光の頃まで、塩課はいうに及ばず、生産額に於てもその王座を占めていた。恐らく漢代の頃から淮南塩場は中国最大の塩場として政治的にも経済的にも重要な役割を果していたものと考えられるが、清の咸豊時代、太平天国の叛乱を契機として販路を失い、塩場が蹂躪せられると共にその生産額が急に激減した。代々の両江總督は生産の増強にあらゆる努力を払つたけれども、四十余万引位しか生産が出来なかつた^①。それは、太平天国の叛乱の創痕が遂に恢復出来なかつた点もあるが、一方で海岸線が流沙のために東遷し、従来の塩場では塩の生産が殆んど出来なくなつたからである。海岸線の東遷により、従来の塩場には潮水が来なくなつたので濃い鹵水を造ることが困難になつ

清末民初塩場産額表



た。そこで燃料に用いる葦の生えた草蕩が次第に開墾され、田畑に変化する。これがために燃料が不足して来た。こう



清 末 民 國 初 塩 場 産 額 表

いつた事情から淮南塩の生産額が減少して、遂には淮南行塩地に販運する塩にさえ不足を来し、淮北塩場から借運している^⑧。清朝末年には余程淮南塩が不足したと見えて、大抵毎年鄰塩を借運している。淮北塩のみならず、光緒三十四年には遠くも山東・河北から合計二十六万引にも及ぶ塩を借運し、宣統元年及び三年には夫々山東塩・蘆塩合計三十万引を借運している^⑩。このように淮南塩の生産の激減に對して川塩の生産は驚異的な發展を遂げ、清朝末年には淮南塩を圧倒してその生産額は各塩場中で首位を占めるに至つ

ている。いま胡翔雲編する所の「全国最近塩場録」によつて清末民国初における各塩場の生産額を表示すれば兩表のごとくである。

これらの表によつても判明する如く、清末に於ては兩淮塩の生産額は四川塩の約半分位であつた。宣統三年には四川塩は八百五十万担近くの生産をあげている。ところで、兩淮塩発行最高の額引は百六十九万余引であつた^⑪。毎引大体四百斤であつたから、今仮に百七十万引として計算すると、六億八千万斤になる。百斤が一担であるから六百八十万担になる。私塩の生産額はともかくとして、表面上の生産額からいふならば、四川塩の生産額は兩淮最高の生産額を百六七十万担も上まわつている。このように四川塩は太平天国の叛亂を契機として販路の拡大に伴つて生産が發展し、清末には空前の生産額に到達した。これに反し、淮南塩は前述の如く、その行塩地界に販運する塩が不足して鄰塩を借運している状況であるから、未還の楚岸を收回する余裕などはなかつた。ここで注意すべきことは、先にはあれほどまでに、川塩の入楚

を禁止せんとし、また入楚川塩の量を制限しようとした政府が、今度は川塩の入楚を奨励する態度に変わったことである。すなわち光緒十二年（一八八六）十一月には済楚の川塩を政府自ら官運し、その渝釐を免除している。^⑧この川塩の官運は以後もなお継続して行われたようである。^⑨結局淮南の生産塩が足りないために、咸豊時代のように、湖広では塩が不足し、川塩に依存せざるをえなかつたわけである。ここに至つて同治三年以来、二十数年間、政治的にも、経済的にも、或いは社会的にも大きな波瀾をまき起した淮南行塩地界の争奪の問題も自然に解消したわけである。

〔補註〕

- ① 四川塩法志卷一二「済楚」下光緒五年条
- ② 丁文誠公奏稿卷一八「川塩済楚減引辦理片」（光緒六年二月初一日）
- ③ 同書卷二〇「川塩済楚未能即停仍減引辦理片」（光緒六年七月十七日）
- ④ 四川塩法志卷一二済楚下光緒六年「戸部議略」
- ⑤ 劉忠誠公道集奏疏卷一七「請敕全楚引地減川配准以復旧制摺」（光緒七年四月二十六日）
- ⑥ 四川塩法志卷一二「済楚」下、光緒七年条
- ⑦ 清史稿卷一二九食貨志「塩法」

⑦ 清塩法志卷一〇九「産額」

⑧ 清塩法志卷一〇一「革蕩」

淮南旧制。按丁給蕩。蓄草給煎。禁止私墾。法至嚴也。其後海勢東遷。鹵氣日薄。始有建招墾陞科之議者。

⑨ 同書卷一〇九「産額」

光緒年間。部議。清釐額産。改定考成。以為增産済銷計。然海勢既遷。舉地益闕。蕩草之供煎不足。墾場之移寔為難。産額虚增。無補實際。故其季年。又有借地鋪池。以北済南之拳。非得已也。

同書卷一三二「借運」

追光宣之際。淮南各場。因海勢東遷。産塩日絀。以致嚴借庶東。幾為常例。此尤闕乎淮場根本。長恃乞鄰。夫固非久遠之計也。

⑩ 同書卷一三二「借運」

⑪ 林文忠公政書乙集湖広奏稿卷三整頓鹺務摺

⑫ 清塩法志卷二五二「済楚」

光緒十二年十一月。詳准。官運済楚引塩。徵款較重。免加餘釐。

⑬ 同書

光緒二十一年八月。議准。川塩官運。仍行済楚。

四、淮南塩販路収復不成効の原因

太平天国の叛乱は中国社会に諸種の深刻な影響を与えた。

湖広における淮塩行塩地界の争奪もこれがために惹起した問題である。この問題は同治三年以来二十年近くにわたつて清末の重要な政治問題として論議せられたが、遂には最後の解決を見ず清朝は滅亡した。その原因にはまず第一に四川の商人生産者が既得権を擁護して反対したことがあげられる。四川總督としては四川塩の本来の販路である貴州・雲南が収復出来れば湖広の販路を返還する積りであつた。ところが貴州雲南の販路が回復した後も、四川の商人生産者は一度新たに獲得した湖広における販路を手放すことに反対し、既得権をあくまでも保持しようとした^①。蓋し拡張した生産機構を縮小し、多数の労働者を解雇することが困難であつたからであらう。また販路の縮小によつて塩利の減少を恐れたことはいうまでもない。

第二は淮南の性格である。曾國藩は循環輸運法を施行し、淮南に塩引の永代受領権を賦与し、その代償として多額の塩課を請負わせんとした。ここから引地の収回が政府の重要な責任となつて来た。所が荊襄等五府一州の川淮兼銷地には安価な良質の川塩がひとり行銷している。淮塩はかかる川塩と到底太刀打ちが出来ないので、淮南は政府の力に

よつて荊襄等の引地の恢復を計るよう要請した。元來荊襄等五府一州の地方は、咸豊以前、川塩を導入する以前から川塩が盛んに私塩として侵入していた。湖北が額引を銷售することが出来たのは荊襄等の地が武漢等四府の藩籬として川塩が武漢地方に侵灌することを喰いとめていたからであるといわれている^②。このように實際上すでに川塩の販路と化していた地方を淮塩の販路として回復することは容易ではない。これまで淮塩がこれらの地方に一步もふみ入れることが出来なかつたのは、川塩の販路がこれらの地方において確立していたためである。淮南は自己の力だけをもつてこれらの地方に販路を拡大しようとするれば莫大な費用を要するのみならず、その結果効果を収めることが出来るかどうか不明である。そこで専ら政府の力によつて露払いをしてもらい、利潤の見透しが明かになつた上で御興をあげようというのが淮南の肚のようである。このように淮南が自ら進んで川塩と競争し販路を拡張しようとする積極的な意欲と熱意とを缺如していたことが、淮南塩引地の収復が成功しなかつた一つの大きな原因である。

第三の原因として、湖北においては塩の販売組織が完備

していなかつたことがあげられる。湖南において淮塩を専ら銷售したのは長沙・常德・辰州・岳州の四府であるが、定額大引七万引に対し、常に数倍の淮塩が銷售されていた。それは長沙に督銷淮塩総局があり、淮南が塩を運搬して来ると、ここへ貯積して各分局に分運する。分局のもとには多数の塩店があり、塩を民衆に販売した。このように、塩の販売組織が完備し、民衆は容易に塩を入手出来たので、私塩が割込む隙が割合に少かつたことが、湖南において、淮塩が暢銷した大きな原因の一つであつた。しかるに、湖北においては武・漢・黄・徳の四府でさえ、漢口に督銷総局があり、その下に分局が僅か二局あるだけで、全く塩の販売組織が出来ていなかつた。④ 況んや、荆襄地区に分局を設けようとする、後に述べるように湖広總督の干渉をうけて廃止せざるをえないような状況であつた。しかも淮塩は曾國藩が循環輸運法を開始して以来、淮南が塩を総局に運搬して行つても直ちに販売することは許されない。総局に到着の順序に従つて販売が行われる。おそい時には一二年を待つて始めて販売が出来るといふ有様であつた。これがために淮塩は進出の機会を奪われたようなものであつた。

湖北は幅員数千里に及ぶが、淮南運商はただ上記の三局にしか塩を運んで行かない。分局が少いために民衆は遠きものは千里、近きものも、数百里を行かなければ塩が入手出来ない。⑤ これに反し、川塩には督銷局の制度がなく、小販が自由に農村の隅々までも販運するので、淮塩は制度の上からも川塩に太刀打ちができず、その販路は川塩に喰ひこまれたのである。

尤も湖北に販売組織が整備されなかつたのは湖広總督の干渉にのみよるものではなかつた。湖南の販売組織には湖南の商人が積極的に投資したが、湖北では湖北商人が積極的に乗り出さなかつた。それには理由があるのであつて、分局を設置すると役人が多額の事務費を商人に割りつけて徴収するので、商人は分局を設けることに積極的にはなれなかつたやうである。⑥ 以上のような理由から湖北では遂に販売組織が整備せられず、淮塩の進出が捗らず、その結果は引地の回収にも影響を与えたのである。

以上述べたように淮南塩行塩地の収復が完成しなかつたことについては種々の原因があげられるが、結局のところ行塩地の設定そのものに大きな矛盾があつたことが最も大

きな原因である。行塩地は近世における独裁君主政治の発達に伴い、塩の専売制度の確立とともに制定せられた。塩の生産場と販売区域とを人為的に統制して、政府の所期する塩利を確保するために設けられたのが行塩地である。従つて人民の便不便ははるか後方におしやられている。国家の権力が強大なときには制度に矛盾があつても、ある程度まで目的を達することが出来る。併し国家の権力が失墜すると、矛盾が社会の表面にあらわれて行塩地の制度をそのまま維持することが困難になる。清朝も末期に近づくと、中央政府の威権は地に墜ちて、むしろ地方総督の力によつて、中央政府が動かされるようになった。それは財政の通分権が行われるようになったことが一つの大きな原因のようである。例えば塩政について見ると、元来塩引は戸部から発行され、その増減の権は戸部が掌握していた。ところが道光時代、陶澍が塩政の改革を行い、票法を実施して以来、票の発行権は地方の塩政（職名）に移譲せられた。^⑦塩政は普通総督もしくは巡撫が兼任するので、票の発行権は総督もしくは巡撫が握ることになった。その結果、中央政府の塩の専売制度に対する支配権が薄弱になった。とく

に咸豊年間に塩釐の徴収を実施して以来、その使用は殆んど総督や巡撫に委ねられ、中央政府の塩政に対する支配権は更に弱くなつた。近世中国においては独裁君主は塩の専売収入を以て君主権確立の一大支柱としていたのであるが、その経済的地盤に対する支配権が弱体化したということは君主権の失墜を意味する。このように財政権が中央政府から地方の総督や巡撫に移つてゆくと、督撫の権力が増大してその発言権が強くなるのは当然の帰結であつた。いまここに取上げた淮南塩販路回復の問題もまたその適例である。川塩の引地が恢復した時、戸部は湖広及び四川総督に対して荊襄等五府二州（一州は湖南の澧州）を淮南のため返還すべきことを命じたが、にぎりつぶされた形になつている。^⑧淮南引地回復に対して、とくに強硬に反対したのは湖広総督李瀚章であるが、彼の意見が戸部に圧力をかけたのかもしれない。川塩の貴州雲南の引地が回復せられたとき、四川総督丁宝楨は淮南引地の返還に賛成したが、李瀚章は湖広数百万に上る軍餉をいかにして籌辦するかといつて反対している。^⑨尤も湖広総督としては無理もない点もあつた。当時の中央政府は威権が失墜して財政的にも困窮している

ので、地方統治に要する財源について責任をもつことが出来ぬとすれば、地方総督は自ら必要経費の財源を考えなければならぬ。とくにこの頃、湖広においては奸匪や潮軍くずれの游勇が多数いた。これらの者が川塩の運搬に従事していたが、もし川塩を禁止すればいかなる暴動を起すかもしれぬ情勢にあつた。そこで李瀚章は川塩の販売に対し諸種の便宜を与えているが、川塩販売者の暴動を恐れたからである。また李瀚章は川塩の販売を保護したのみならず、淮塩の販売に対しては、妨害を加えている。同治七年、樊城（湖北省襄陽県北）に淮塩を販売する事務をとるため督銷淮塩分局を設置したが、李瀚章はこれを撤去させている。淮南がこれらの地方に淮塩を運ばなかつたのは湖広総督のかかる仕打ちにもよるものといわれている^⑩。また李瀚章は湖南督銷局に命じて衡州等の緝私巡船を裁撤せしめ、あるいは淮南派遣の督銷局の委員が川私を過問することさえ禁止している^⑪。このように李瀚章は淮塩が湖広に進出してその引地を回復することを好まなかつた。それは結局、一つには川塩によつて鄂餉を確保し、二つには川塩販運者を優恤して彼等が湖広において叛乱を起すことを極力警戒した

ためであると考えられる。後者は労働者の失業問題と關聯する問題であつて、湖広のみならず、四川・淮南においても喫緊の重要問題であつた。淮南塩販路の問題は一つには労働問題でもあつたわけである。販路返還の問題が容易に解決しなかつたのは結局労働者の失業問題が容易に解決の緒を見出すことが出来なかつたことが重要な原因であつた。湖広においては解散した潮勇等は、川塩の販運によつて生計の道を得、一応解決せられていた。以上のような理由から、戸部では淮南引地の回復を命じたが、湖広総督はこれに反対し、政府の政策を無視して独自の行動をとつていることが注目せられる。

なお、この問題と關聯して注意すべきに制度上の問題がある。両淮塩の生産・運搬・販売・取課に関しては両江總督に一切の責任がある。たとい、湖広における問題であっても、両江總督の指揮を仰がなければならぬ。ところが緝私の問題になると、両江總督の命令はその管轄下しか及ばない。湖広における緝私問題はすべて湖広總督の指揮に従わなければならない。そこで両江總督はいかほど川塩が湖広に侵灌することを喰いとめようとしても、湖広總督の

協力がなければ到底効を収めることは出来ない。陶澍が淮南塩政の改革を実施して成効を収めたのは、湖広総督が特に協力したことが預つて力があるといわれている。^⑤ところが今回における川塩入楚の問題に関しては、両江総督と湖広総督とは全く立場が異り、利害が相反している。戸部は再三、湖広総督に対して両江総督に協力するよう命令したが、上述のような事情から遵守せられなかつたようである。^⑥それだけ中央政府の威権が地を払い、命令を地方に徹底させることが出来なくなつていた。政府としては湖広における淮塩引地を淮南のため出来るだけ早く返還させて、塩利の確保を計りたかつたのであるが、政府の意図するようにもはや簡単には行塩地を統制することは出来なかつた。

要するに、湖広における淮塩引地の収復の問題は、政府が運商に淮塩の販売独占権を賦与し、その代償として莫大な塩課を請負わせようとして起つた。従つて淮南に対する中央政府の力強い後援が寄せられた。然るに淮南は結局において敗退し、湖広の引地は實質的には殆んどみな川塩の市場と化した。それは淮塩は塩価・塩質は勿論運搬・販売の組織方法などにおいて到底川塩に大刀打ち出来なかつ

たからである。客観的な経済条件を比較した時、淮塩は川塩の敵ではないとすれば、清朝の権威が失墜して政府の保障を失つた淮塩は、自由競争において川塩に敗北をとるのは当然の理であつた。淮塩は従来清朝政府の経済統制の線に沿ひ、政府の保障のもとに辛うじて湖広引地の若干を保持していたのであるが、太平天国の叛乱を契機として、清朝の国家権力の弛緩に伴ひ、政府の保護がえられなくなる、湖北においては殆んど完全に川塩にノックアウトされ、引地の大部分を喪失した。淮塩が湖広における引地の争奪戦において敗退したことは、清朝政府の権威の失墜を意味するとともに、経済原理に矛盾した経済統制は余程国家の権力が強くないと行いえないこと、またたとい、一時は行いえても永くは継続しえないことを示している。

〔補註〕

- ① 丁文誠公奏稿卷一四「覆核沈葆楨包饒立限摺」(光緒三十年一月二十九日)
- ② 東華統録光緒三八光緒六年十二月丁未「戈靖奏」
- ③ 同前。
- ④ 同前。
- ⑤ 同前。

⑥ 劉忠誠公遺集奏疏卷一八「查覆部議指詢謹務摺」(光緒七年五月二十九日)

⑦ 東華統錄光緒卷三九光緒七年二月戊戌「張觀準奏」

⑧ 同前。

⑨ 四川塩法志卷一二濟楚下光緒三年「戸部奏略」

⑩ 同註②。

⑪ 沈文肅公政書卷七「覆覈淮南規復引地摺」(光緒四年二月初

東洋史研究叢刊之一

九品官人法の研究 科擧前史 宮崎市定著

体裁総クローヌ製、六二〇頁、箱入 定価千五百円(直轄の御申込の方には国内送料当方負担)

京都市左京区吉田本町 京都大学文学部内

東洋史研究会発行
〔振替京都三七二八番〕

〔内容〕 第一編 緒論——漢より唐へ——

第二編 本論 第一章 漢代制度一斑 第二章 魏晉の九品官人法

第三章 南朝における流品の発達 第四章 梁陳時代の新傾向

第五章 北朝の官制と選舉制度

第三編 餘論——再び漢より唐へ—— 図表(四五・表四二) 補注

五八項 参考文献 索引

〔序文の一節〕

私は六朝時代の制度の体系を把握するために先ず官と吏との分離を探ることから着手しようとした。そして次にこのために、九品官人法の実態をつきとめる必要を感じ、更にそのためには三国魏から始まった九品官制を明かにしなければならなくなつた。この際に最も役に立つた参考書はナンと、清朝考証学者の中では第二流しか数えられない嘉慶期の学者、洪飴孫の手になる「三國職官表」であつた。この一見して無味乾燥に見える著作は、いざ必要あつて役立て

三日)

⑫ 東華統錄光緒卷九光緒二年五月戊申「周声澍奏」

⑬ 曾文正公全集奏稿卷三六「議復楚省淮南引地摺」(同治十年三月十九日)

⑭ 四川塩法志卷一二濟楚下光緒六年「戸部議略」

本稿は昭和三十一年度文部省科学研究費の交付による研究「清朝雍正時代史の総合的研究」進行中の一副産物である。

ようとすると、実に素晴らしい効果を發揮してくれる。これは実に私にとっては大発見であつた。史料の整理と史実の考証は結局誰かがやらなければならぬものである。

こうして九品官制の輪郭が分り、九品官制と中正の郷品とを連結するものは起家の制であることが推察されるようになった。貴族の資格の高下を現実に規定するものはこの起家の制に外ならない。この事なども当時の社会にあつては特に言うを要せぬ分りきつたことだつたであらうが、時代が変るとそれが最も分らないものになつてしまつた。その分らなき加減は我々異国人に對してのみならず、中国人にとつても全く平等に同様であるらしい。このことは中国人の手になる六朝貴族制度の研究において、古いものは言うも更なり、つい最近の出版物に至るまで、ついぞ起家の意義を指摘したものが、もし私の見落してないならば、殆んど存在しなかつたことでも知られると思う。

本書は六朝貴族制度の研究を目的としてゐる。併しそれを其ま本書の題名とするには、經濟面の考察を缺如に附している難がある。流品の研究と題してもよいが、流品の思想は宋代以後にも続く。九品官制及び起家制度に中心をおいての考察なので、これを總括した「九品官人法の研究」と題するのが最も自然であらう。そしてこの書は同時に十年前の旧著「科擧」と内容的に接続するので、「科擧前史」の副題を添えることにした。